

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯
決議

平成二十三年六月七日

参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災の被害が鉄道においても甚大であることに鑑み、被災した鉄道施設の早期復旧を図り、一刻も早く被災地域が復興するよう、対応に万全を期すこと。

二 全国の鉄道ネットワークが我が国の経済活動及び国民生活を支える重要な役割を担っていることに鑑み、その一層の機能強化を図るべく、総合的な交通体系の中における鉄道の将来ビジョンを明確にするこ
と。

三 地域住民の足を守り、環境等に配慮した交通体系を推進するため、ＪＲ北海道、ＪＲ四国及びＪＲ九州並びにＪＲ貨物の経営が中長期的に安定するよう、本法に基づく支援措置を着実に実施し、経営自立の達成に万全を期すこと。

四 今般の東日本大震災においても、改めて災害時における交通機能の重要性が確認されたところであり、我が国の交通体系にあって基幹的な高速輸送体系を形成する整備新幹線については、災害に強い国づくりへの貢献という観点から、太平洋側の巨大リスクに備え、日本海側の大動脈となる北陸新幹線など多重系の輸送体系による代替補完機能を確立する必要性を踏まえ、整備を加速することが必要である。また、日本経済の再生及びそれを支える地域の振興・地域経済の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の整備を推進するべきである。これらの点を踏まえ、北海道新幹線新函館・札幌間、北陸新幹線金沢・敦賀間及び九州新幹線長崎ルート諫早・長崎間の未着工区間の工事実施計画の速やかな認可に向けた検討を急ぎ、早急に結論を得て、早期の工事着手の実現を図ること。

五 九州新幹線長崎ルートの整備に関わる佐世保線肥前山口・武雄温泉間の複線化等の改良について、その推進に向けて適切に対処すること。

六 並行在来線については、地域の足としての重要性、我が国物流の大動脈としての役割、新幹線鉄道ネットワークの補完・充実に資する機能等に鑑み、引き続き、沿線自治体等と協力しつつ、その維持及び経営の安定化に十分配慮すること。

右決議する。